

「フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）」における  
不動産投資信託証券（リート）への投資について

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）（以下、「当ファンド」）は、「日本の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に」運用を行っております。その投資目的の一環として不動産投資信託証券（以下、「リート」）へも投資を行なうことがあります。リートへの投資にあたっての投資判断のポイントは以下の通りです。

1. 「魅力的な配当等収益を確保する」

当ファンドには、電力株のように足元の高い配当利回りに着目して組み入れを実施している銘柄があるのと同様に、リートにつきましても配当金に着目して組み入れを行なうことにより配当等収益の確保に大いに貢献しうるものと考えています。

2. 「将来の配当成長が見込まれる銘柄を発掘する」

リートにつきましても、その所有する物件の稼働率・賃貸料を上げ、コストの削減を図る（内部成長）ことや、外部資金を追加して賃貸資産の増大を図る（外部成長）ことによって、リート自体の収益の拡大を実現し、配当金を増やすことは仕組み上可能であると考えています。また、実際に過去の配当金を見れば、高い伸び率を実現している銘柄もあります。すなわち、リートからも銘柄を厳選することにより、配当成長銘柄を発掘することが可能であると考えています。

当ファンドにおけるリートへの実質的な組み入れ上限につきましても、投資信託協会の規則に基づき、目論見書記載の投資制限である純資産総額の5%以内としておりましたが、今般、同協会の当該規則の改正が行なわれ、リートへの投資に関する投資制限が撤廃されましたので、当ファンドにつきましても本年10月10日付けで約款の変更を実施し、5%以上の組み入れを可能とする予定です。なお、当面の方針といたしまして、同日以降のリートへの実質的な投資は当ファンドの純資産総額の10%を上限とし、厳密な管理・モニタリング体制の下、運用を行なう予定です。（今後の経済・市況動向等により当該上限については変更となる場合があります。）

---

## 株式会社広島銀行

登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号  
加入協会: 日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会  
(0908 広告審査済)

## フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第388号  
加入協会: (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会  
CSIS090804-1

## 投資方針

- ① わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- ② ポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用を行ないます。
- ③ 主として予想配当利回りが市場平均以上の銘柄の中から、投資価値の高い銘柄に厳選して投資することで、魅力的な配当収益を確保することを目指します。  
配当成長の分析により、今後の配当利回りの成長が見込める場合には、分析時点の予想配当利回りが市場平均を下回る銘柄であっても、投資を行なう場合があります。
- ④ 個別企業分析により企業の配当の成長性を多角的に分析し、将来の配当成長が見込まれる銘柄を発掘します。
- ⑤ フィデリティ独自の綿密な企業調査に基づき、配当成長を主に ①企業の配当の原資となる収益の成長 ②配当性向の上昇 ③財務体質の健全化および資本構成の最適化の3方向から多角的に分析します。
- ⑥ 株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

「フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)」は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」の投資方針を含みます。資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

## ファンドの主なリスク内容について

投資信託はリスク商品であり、投資成果は保証されておらず、投資元本を下回ることがあります。

また収益や投資利回り等も未確定の商品です。

下記はファンドのリスクの一部をご説明したものです。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの投資リスク内容について」をご参照ください。

### 損失の可能性

ファンドが主として投資するマザーファンドは、主に国内の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図による行為によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

### 有価証券(株式・債券等)の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

### 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

### 銘柄選択に関するリスク

ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。また、ポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用を行ないます。従って、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等がわが国の株式市場全体とは大きく異なる場合があります。その場合、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、わが国の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

### 有価証券先物取引等のリスク

ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法(たとえば有価証券先物取引等)を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

### 分配金に関するリスク

ファンドは、予想配当利回りが市場平均以上の銘柄を中心にポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用を行ないますが、組入銘柄の一部分または大部分において減配などの事象が発生しファンドの配当等収益が低下した場合等には、分配金が少額となることや分配が行なえないことがあります。

# フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)

追加型投信 / 国内 / 株式

商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社 フィデリティ投信株式会社

インターネットホームページ : <http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>

フリーコール : 0120-00-8051 受付時間: 営業日の午前9時～午後5時または販売会社までお問い合わせください。

## その他のファンド概要

設定日 2005年9月30日

信託期間 原則として無期限

ベンチマーク ファンドにはベンチマークを設けません。

収益分配 毎年1、4、7、10月の各10日(ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

原則として、4月および10月においては、分配対象額の範囲から、ポートフォリオの配当利回りの水準を中心に勘案した金額で分配する予定であり、1月および7月においては、配当利回りの水準に加えて売買益・評価益を含みます。の水準も勘案した金額で分配する予定です。

お申込み価額 お申込み受付日の基準価額

ご換金価額 換金請求受付日の解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額)

ご換金代金の支払開始日は原則として換金請求受付日より5営業日以降になります。

## ファンドに係る費用・税金

お申込み手数料 3.15%(税抜き3.00%)を上限として販売会社がそれぞれ定める料率とします。

ご換金手数料 なし

信託報酬 純資産総額に対し年率1.134%(税抜き1.08%)

その他の費用 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等が投資信託財産から差し引かれます。

課税関係 原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

信託財産留保額 基準価額に対して0.30%

当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 委託会社、その他の関係法人

委託会社 フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号  
【加入協会】社団法人 投資信託協会 社団法人 日本証券投資顧問業協会  
投資信託財産の運用指図などを行ないます。

受託会社 みずほ信託銀行株式会社  
投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。

販売会社 販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: <http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>) をご参照または、フリーコール: 0120-00-8051(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせいただけます。ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

- ・当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。
- ・投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- ・投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- ・販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金と異なり元本および利息の保証はありません。
- ・「フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)」が投資を行なうマーケットは、主として国内の株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況に投資することもあります。
- ・ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を

割り込むことがあります。

すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。

- ・ご購入の際は契約締結前交付書面および投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
- ・投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ <http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html> をご参照ください。
- ・当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。当資料に記載の内容は将来の運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- ・FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。